

広川町立小中学校校務系環境整備・運用保守業務委託に関するプロポーザル実施要領

広川町立小中学校の校務系システム機器賃貸借期間満了に伴い、次期校務系環境の構築及び運用保守を実施するにあたり、文部科学省の示す「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考とし、学校現場の校務業務の負担及び管理事務の負担軽減や、財政面での負担軽減を図ることを目的とし、広川町に適した校務系環境を構築・運用するために、同様の実績、専門的知識を有する事業者による業務委託を行う。業者選定にあたっては公募型プロポーザル方式により選定する。

この企画提案実施要領は、広川町において「広川町立小中学校校務系環境整備・運用保守業務委託」（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、各事業者より企画提案を募り、企画提案に参加した事業者から、広川町において最も適していると考えられる委託候補事業者を選定することに関して必要な項目を定めたものである。

1 業務概要

(1) 業務名 広川町立小中学校校務系環境整備・運用保守業務委託

(2) 業務の内容

文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考とした校務系環境の構築及び運用保守業務を行うこと。

詳細は、「広川町立小中学校校務系環境整備・運用保守業務委託仕様書」による。

(3) 履行期間 契約締結の翌日から令和11年8月31日

①システム構築・導入期間

契約締結の翌日から令和6年8月31日まで

②システム運用・保守期間

令和6年9月1日～令和11年8月31日まで

(4) 履行場所 広川町立上広川小学校（八女郡広川町大字水原949番地）

広川町立中広川小学校（八女郡広川町大字新代1705番地）

広川町立下広川小学校（八女郡広川町大字広川1416番地）

広川町立広川中学校（八女郡広川町大字久泉837番地）

広川町役場（八女郡広川町大字新代1804番地1）

(5) 提案上限額

提案上限額は、119,848,000円（消費税及び地方消費税を含む）とし、提案上限額を超えないこと。

また、本業務に関わる経費は、システム導入費とシステム運用・保守費に分けて積算すること。

なお、各年度における支払い限度額は、次のとおりである。

年度	支払い限度額（税込）
令和6年度	13,982,269円
令和7年度	23,969,604円
令和8年度	23,969,604円
令和9年度	23,969,604円
令和10年度	23,969,604円
令和11年度	9,987,315円
合計	119,848,000円

この金額は、本業務を遂行する上での概算経費を示すものであり、予定価格や契約金額とするものではないこと。

2 プロポーザル方式等の種別 公募型

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 福岡県内に本・支店・営業所又は営業窓口等の事業所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和4・5年度広川町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。未登録の場合、参加表明書提出期限日までに登録すること。
- (5) 広川町指名停止等措置要綱（平成25年広川町要綱）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (7) 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (8) ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）認証または、プライバシーマークを取得していること。

- (9) 過去、官公庁若しくは一般企業等において、ネットワーク環境構築及びシステム導入を行い、運用保守の実績があること。

4 委託業者の選定方法

(1) 選定方法

選定に関しては、「広川町立小中学校校務系環境整備・運用保守業務委託業者選定委員会」を設置し、選定委員会において、「企画提案書」、「見積書」、「決算報告書」、「プレゼンテーション」、「ヒアリング等」の内容を総合評価し、本業務を最も確に遂行できると判断された事業者1社を選定する。

①審査

提出された「企画提案書」、「見積書」の内容と合わせ、「プレゼンテーション」、「ヒアリング等」による審査を順次個別に行い、総合評価において最も優れていると判断された事業者を本業務委託第一候補事業者として選定する。

ただし、企画提案書の提出者が5者以上ある場合は、提案書類に基づく一次審査を実施することがある。この場合、選外となったものに対するヒアリングは実施しない。一次審査を実施した場合の審査結果は電子メールにより通知する。

ア ヒアリング実施について

日時（予定）令和6年2月20日（火）

場所（予定）広川町役場 3階 会議室

②審査結果

選定結果は、本企画提案競技に参加した全ての事業者に対して文書にて通知する。

(2) 失格条項等

- ①企画提案競技への参加に関する提出書類（以下「提案書等」という。）の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- ②企画提案競技に参加する参加資格要件を欠く場合
- ③見積価格が、提案上限額を超える提案を行った場合
- ④提案書等が不足する場合
- ⑤提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ⑥告示、実施要領及び提案仕様書に記載のある必要事項を満たしていない場合
- ⑦その他実施要領の規定に違反した場合

(3) 評価の実施

審査については、以下に掲げる採点基準に基づき評価を行う。評価項目及び評価内容は以下の表のとおりとする。

【評価項目及び評価内容】

評価項目	評価内容	配点
------	------	----

業務概要	基本方針	事業の考え方、ネットワークの基本構想は、本町、本町立学校にとって有効なものとなっているか。	200
	スケジュール	構築工程の全体スケジュールは、本業務を円滑に実施できるものとなっているか。	
	構築体制	本業務を実施できる要員の配置及び体制となっているか。	
本業務を実施できる経験とスキルを持った要員で構成されているか。			
設計・構築要件	ネットワーク環境	仕様書の要求を満たすネットワーク構成と実現方法となっているか。	300
	校内LAN環境	仕様書の要求を満たす整備内容となっているか。	
	校務系データ保存環境	仕様書の要求を満たすフォルダ構成とその実現方法となっているか。	
	構成機器	調達仕様を満たしているか。	
	データセンター（IDC）環境	仕様書の要求を満たすデータセンターを選定しているか。	
	環境移行	次期校務系環境への移行について、工期、作業工程ともに実施可能なものとなっているか。	
	プロジェクト管理	提案者の業務遂行能力、管理手法等は、プロジェクトの円滑な実施が可能なものとなっているか。	
運用保守要件	ヘルプデスク	ヘルプデスクの設置・運営は適切なものとなっているか。	200
	導入・運用支援業務	新環境の運用にあたり、有効な研修内容となっているか。	
	構築環境に関する運用・保守業務	運用保守業務の内容、体制、役割分担等が明確であり、本町、本町立学校において有効なものとなっているか。	
		緊急時の保守体制、インシデント管理が充実しているか。	

自由提案	付加価値	本業務の品質を高めるための提案となっているか。	125
業務実績	構築、保守実績	過去10年以内に官公庁若しくは一般企業等において、ネットワーク環境構築及びシステム導入、また運用保守の実績があるか。	25
価格	費用対効果	提案内容の費用の妥当性、費用対効果はどうか。 計算式は以下のとおり。 [価格点×提案見積価格最低提示額 ÷ 提案見積価格]	150
合 計			1,000点

5 業務全体のスケジュール

実施内容	実施期間
プロポーザル実施公告	令和6年1月4日（木）
質疑の受付期間	令和6年1月4日（木）～令和6年1月12日（金）正午必着
質疑の最終回答期限	令和6年1月17日（水）
現地調査期間	令和6年1月4日（木）～令和6年1月19日（金）
参加表明書の提出期間	令和6年1月4日（木）～令和6年1月26日（金）正午必着
参加資格審査結果通知	令和6年2月5日（月）
企画提案書の提出期間	令和6年2月6日（火）～令和6年2月14日（水）17時必着
辞退届の提出期限	令和6年2月14日（水）17時必着
企画提案ヒアリング	令和6年2月20日（火）【予定】
結果の通知・公表	令和6年2月22日（木）【予定】
契約締結日	令和6年3月初旬【予定】

6 参加申込手続き

（1）事務手順等

①実施の公表について

実施の公表は、令和6年1月4日（木）、広川町役場掲示場及び広川町（福岡県）公式

ホームページで行う。

②質疑応答等について

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類並びに業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けません。

ア 受付方法 質問書（様式1）を添付し、E-mailにより下記へ送信すること。

E-mail : gakkoukyouiku@town.hirokawa.lg.jp

※件名を「広川町立小中学校校務系環境整備・運用保守業務委託に関する質問」とすることとし、電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。

イ 受付期間 令和6年1月4日(木)～令和6年1月12日(金)正午必着

ウ 回答方法 令和6年1月17日(水)までにE-mail及び広川町(福岡県)公式ホームページにより回答する。

③現地調査について

現地調査期間 令和6年1月4日(木)から令和6年1月19日(金)まで
調査希望日を広川町教育委員会子ども課学校教育係にE-mail又はFAXで送ること(任意様式)。学校と調整を行った後、希望者へ連絡することとする。

④参加表明手続について

ア プロポーザル参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「参加表明書等」という。)を提出しなければならない。なお、提出期間中に参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

イ 提出書類

次に掲げる書類を各1部提出すること。

(1)参加表明書(様式2)

※会社概要(パンフレット等)が分かるものを添付すること。

(2)暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書(様式3)

(3)資本金、過去3年間の年間売上高及び経常利益、営業所及び支店数、従業員数など(任意様式)

(4)本社もしくは営業所等の所在がわかる書類(登記簿謄本等)

(5)ISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム)認証またはプライバシーマークを取得していることが分かる書類(証明書の写し等)

(6)過去、官公庁若しくは一般企業等において、ネットワーク環境構築及びシステム導入それに係る運用保守を行った実績が分かる書類(契約書の写し等)

ウ 提出期限等

(1)提出期間 令和6年1月4日(木)～令和6年1月26日(金)正午必着

(2) 提出先 広川町教育委員会 子ども課学校教育係
〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1
TEL0943-32-1194 FAX0943-32-4287

(3) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）

⑤参加資格要件の審査について

「**3 参加資格要件**」に定める参加資格要件を満たすか確認を行い、**令和6年2月5日(月)**に次に掲げる事項を記載した「参加資格審査結果通知書」を送付する。

ア 参加資格を満たすと認めた者にとっては、参加資格要件を満たす旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を満たさないと認めた者にとっては、参加資格要件を満たさない旨

⑥企画提案書の作成等について

企画提案者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

ア 提出期間 **令和6年2月6日(火)～令和6年2月14日(水)** 17時必着

イ 提出先 広川町教育委員会 子ども課学校教育係(③ウ(2)提出先を参照)

ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）

エ 提出書類及び提出部数

(1) 企画提案書鑑(様式4) 正1部、副8部

(2) 見積書(様式5) 正1部、副8部

※見積金額は、消費税を含まない額で算出し記載すること。

(3) 企画提案書(任意様式)

※企画提案書の構成項目は「提案書作成要領(別添1)」に従い作成すること。

オ 留意点

各様式に記載する注意事項等を熟読すること。

⑦参加の辞退

企画提案者が参加を辞退したい場合、**令和6年2月14日(水)** 17時(必着)までに提案参加辞退届(様式6)を広川町教育委員会子ども課学校教育係(③ウ(2)提出先)に持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)すること。

7 提案書等の取扱い等

(1) 提案書等は、返却しないものとする。

(2) 提案書等の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーションの実施など、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、提出者の負担とする。

(3) 提案書等は、審査及び説明を目的に、この写しを作成し、使用することができる。

(4) 提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、提出者名を伏せて公表することがある。この場合において、提案書等の写しを作成し、使用することが

できる。

- (5) 提出された資料等については、広川町情報公開条例（平成14年条例第24号）に基づく開示請求があった場合は、資料等を開示することにより、今後参加者の権利、競争上の地位その他不当な利益を害する部分がある場合は、様式7号により申し出た部分の開示は行わない。
- (6) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した物に帰属するものとする。

8 その他必要な事項

- (1) 本プロポーザルは、本業務に対する姿勢、発想、課題解決方法等のアイデアと業務遂行能力を有する者を選定するものであるため、提案事項等については、協議により変更を行うことがあること。
- (2) 本プロポーザルに関し、企画提案者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令に定める規定を遵守しなければならない。
- (3) 参加表明書等押印が必要なものについては、契約時に使用する印鑑を使用すること。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべてプロポーザル参加者が負うものとする。
- (5) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。
- (6) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

9 本件担当

〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1

広川町教育委員会 子ども課学校教育係

TEL0943-32-1194（内線 222） FAX0943-32-4287

E-mail gakkoukyouiku@town.hirokawa.lg.jp